

② 共同生活介護と共同生活援助の一元化

②共同生活介護と共同生活援助の一元化について

- 障害者の高齢化・重度化に対応して、介護が必要になっても、本人の希望によりグループホームを利用し続けることができるよう、ケアホームとグループホームを一元化するとともに、サテライト型住居を創設するなど所要の見直しを行うこととしている。
- 一元化後のグループホームの具体的な基準の解釈・報酬等の詳細については、障害者の地域生活の推進に関する検討会等の議論の結果も踏まえつつ、今後、平成26年4月の施行に向けて、順次お示ししていくので知願いたい。
- なお、一元化に当たっては、現行のグループホーム及びケアホーム並びにその利用者が円滑に移行できるよう、次の経過措置を設けているので留意されたい。

（障害者総合支援法上の経過措置）

- ① 平成26年4月の施行の際に現にケアホームの支給決定を受けている利用者は、支給決定の有効期間の残存期間の間は、グループホームの支給決定を受けているものとみなす。（整備法附則第5条）
- ② 平成26年4月に現にケアホームの指定を受けている事業所は、指定の有効期間の残存期間の間は、グループホームに係る指定を受けているものとみなす。（整備法附則第7条）

（指定基準省令上の経過措置）

- ① 平成26年4月の施行の際に現にあるケアホーム事業所（グループホーム・ケアホーム一体型事業所を含む。）は、指定共同生活援助事業所（介護サービス包括型）と、現にあるグループホーム事業所は、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所とみなす。（整備省令附則第3条）
- ② 平成26年4月の施行の際に現にあるグループホーム事業所に配置する世話人は、当分の間、利用者の数を10で除して得た数以上配置していれば足りるものとする。（整備省令附則第4条）
- ③ ①のみなし外部サービス利用型指定共同生活援助事業所については、平成26年4月の施行の際に指定居宅介護事業者と受託居宅介護サービスの提供に関する委託契約を締結している必要はなく、受託居宅介護サービスの提供を開始するに当たって、委託契約を締結すればよいこととする。（整備省令附則第5条）

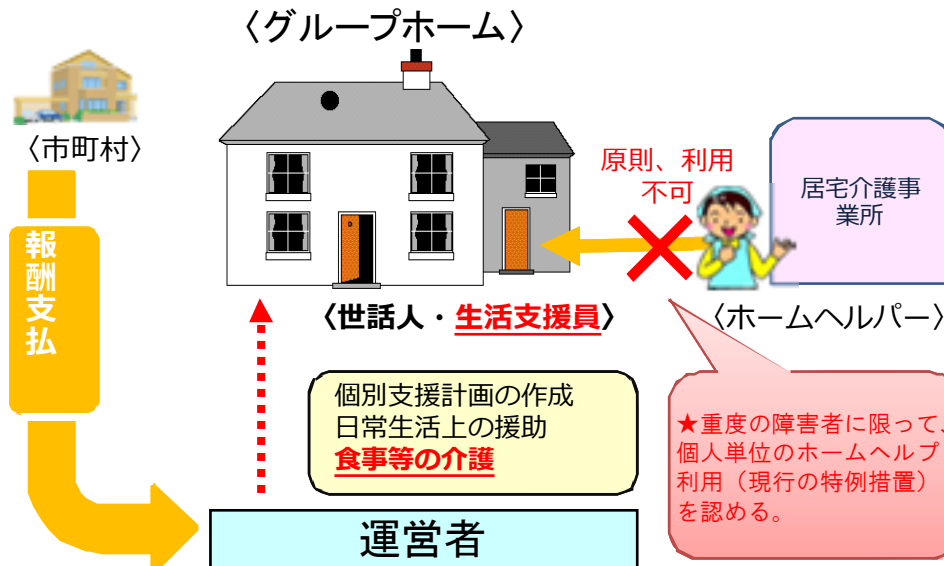
一元化後のグループホームにおける介護サービスの提供形態

一元化後のグループホームは、**介護を必要とする者**と**しない者が混在して利用**することとなり、また、**介護を必要とする者の数も一定ではない**ことから、全ての介護サービスを当該事業所の従業員が提供するという方法は必ずしも効率的ではないと考えられる。一方、これまでのケアホームと同様に、馴染みの職員による介護付きの住まいを望む声もある。

グループホームで提供する支援を「基本サービス(日常生活の援助等)」と「利用者の個々のニーズに対応した介護サービス」の2階建て構造とし、介護サービスの提供については、① **グループホーム事業者が自ら行うか(介護サービス包括型(現行ケアホーム型))**、② **グループホーム事業者はアレンジメント(手配)のみを行い、外部の居宅介護事業所に委託するか(外部サービス利用型)**のいずれかの形態を事業者が選択できる仕組みとする。

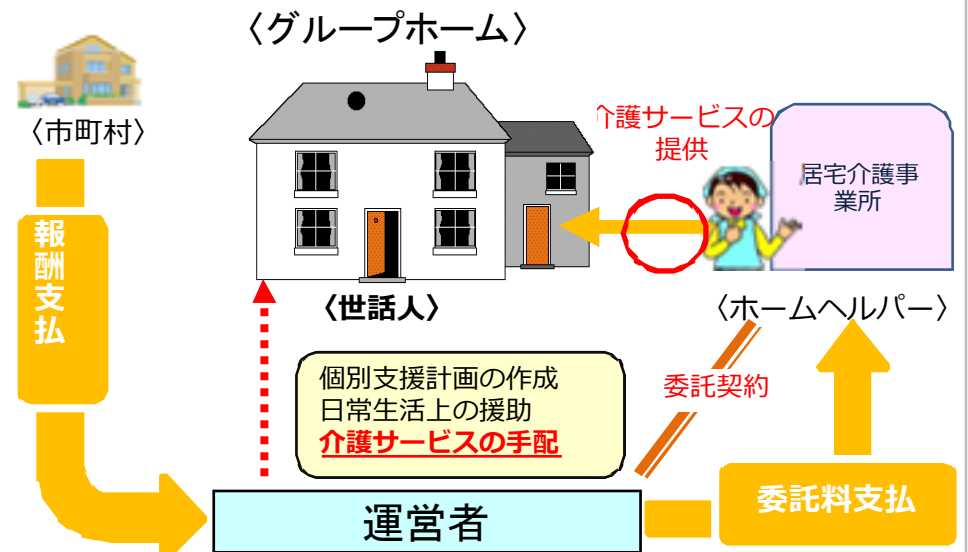
介護サービス包括型のイメージ

- ★介護サービスについては、現行のケアホームと同様に**当該事業所の従業員が提供**。
- ★利用者の状態に応じて、**介護スタッフ(生活支援員)**を配置。



外部サービス利用型のイメージ

- ★介護サービスについて、事業所は**アレンジメント(手配)のみを行い、外部の居宅介護事業者等に委託**。
- ★介護スタッフ(生活支援員)については**配置不要**。



一元化後のグループホームにおける報酬のあり方

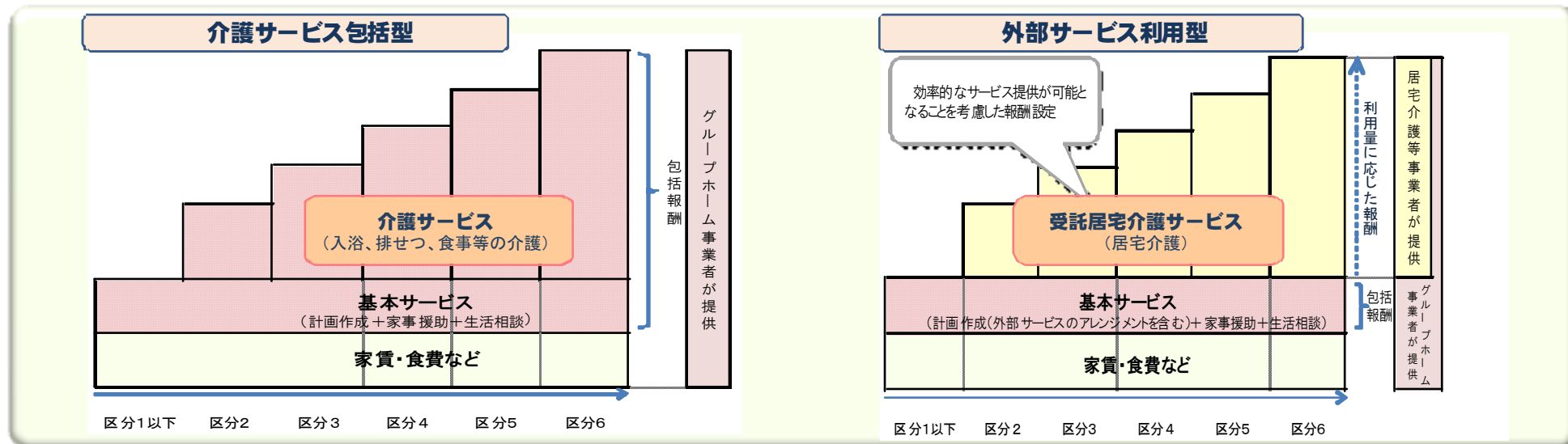
(1) 介護サービス包括型の報酬

- 介護サービス包括型については、グループホームの従業者が介護サービスも含めた包括的なサービス提供を行うことから、**現行ケアホームと同様に、障害程度区分、人員配置に応じた包括的な報酬（基本サービス+介護サービス）として設定**する。
- その場合、**現行、経過的に認められている重度者の個人単位のホームヘルプ利用**については、平成26年4月以降についても、必要な支援の質・量を担保する観点から、**新規の利用も含め、当分の間、認める**。

(2) 外部サービス利用型の報酬

- 外部サービス利用型については、介護を必要としない者も利用するため、
 - ア **利用者全員に必要な基本サービス**（日常生活上の援助や個別支援計画の作成等）は、包括的に評価し、
 - イ **利用者ごとにそれぞれのサービスの必要性やその頻度等が異なる介護サービス**については、個々の利用者ごとにその利用量に応じて算定する仕組みとする。
- その場合、一元化後のグループホームで外部の居宅介護サービスを利用した場合であっても、その費用が基本サービス分も含めて、**現行ケアホーム（一元化後の介護サービス包括型）とそれほど変わらない水準となるよう、安定的な運営や効率的なサービス提供が可能となること等を考慮した居宅介護の算定方法を検討**する。

(参考) 介護サービス包括型と外部サービス利用型の報酬のイメージ



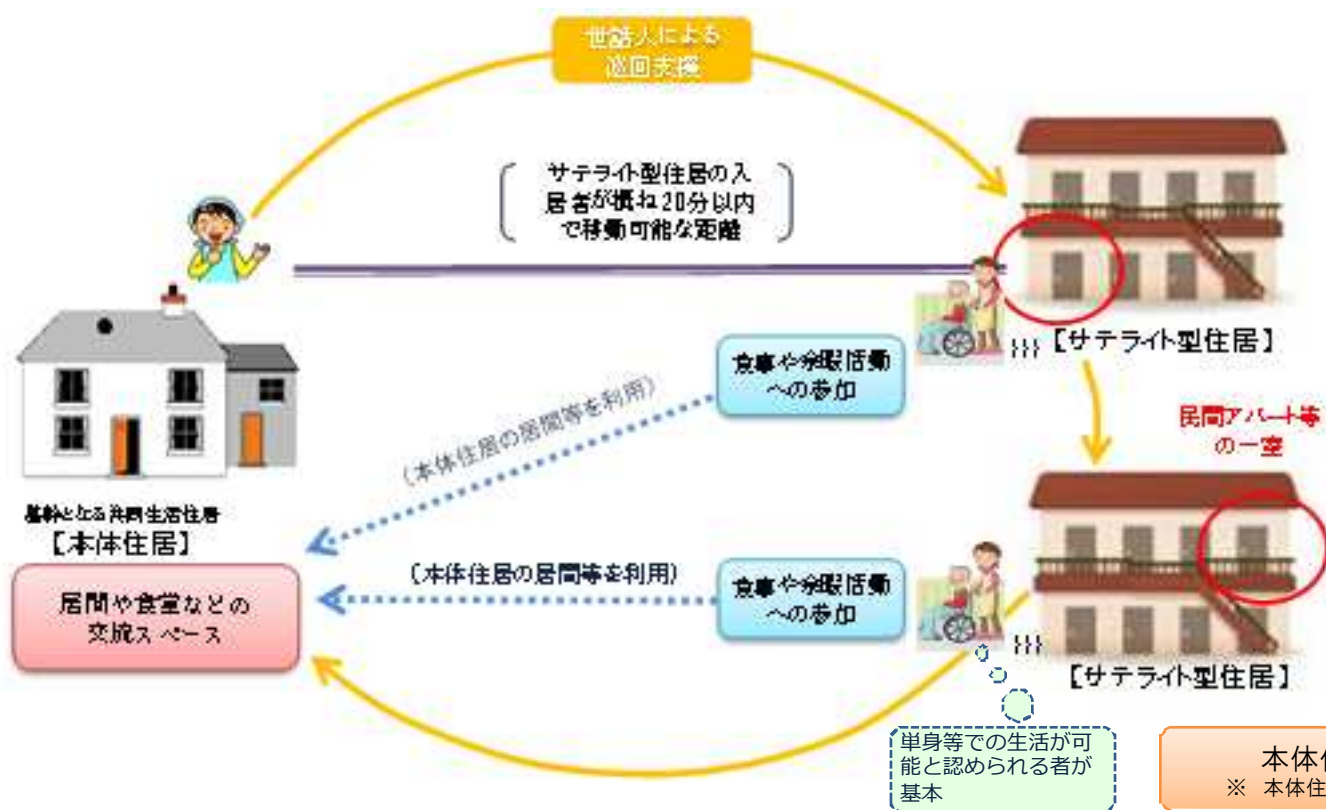
サテライト型住居の概要

- 地域生活への移行を目指している障害者や現にグループホームを利用している障害者の中には、共同住居よりも**単身での生活を望む人がいる**
- 少人数の事業所が経営安定化の観点から、定員を増やそうとしても**近隣に入居人数など条件にあった物件がなく**、また、物件が見つかって**も界壁の設置など大規模改修が必要となるケースも少なくない**との声がある。



共同生活を営むというグループホームの趣旨を踏まえつつ、1人で暮らしたいというニーズにも応え、地域における多様な住まいの場を増やしていく観点から、グループホームの新たな支援形態の1つとして本体住居との密接な連携（入居者間の交流が可能）を前提として

ユニットなど一定の設備基準を緩和した1人暮らしに近い形態のサテライト型住居の仕組みを創設



(サテライト型住居を設置する場合の設備基準)

	本体住居	サテライト型住居
共同生活住居の入居定員	原則、2人以上10人以下 ※	1人
ユニット(居室を除く)の設備	居間、食堂等の利用者が相互に交流を図ることができる設備	本体住居の設備を利用
ユニットの入居定員	2人以上10人以下	—
設備	・日常生活を営む上で必要な設備 ・サテライト型住居の利用者から適切に通報を受けられる通信機器(携帯電話可)	
居室の面積	収納設備を除き7.43㎡	

(※) サテライト型住居の入居定員は本体住居の入居定員には含まないものとする(事業所の利用定員には含む)。

本体住居、サテライト型住居(※)のいずれも事業者が確保
 ※ 本体住居につき、2か所(本体住居の入居者が4人以下の場合は1か所)が上限